

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信用金庫告示」という。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「信用協同組合告示」という。）、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「労働金庫告示」という。）、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農業協同組合告示」という。）、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「漁業協同組合告示」という。）、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農林中央金庫告示」という。）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「商工組合中央金庫告示」という。）において使用する用語の例による。

（適格格付機関）

第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十号に規定する金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。

- 一 株式会社格付投資情報センター
- 二 株式会社日本格付研究所
- 三 ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク
- 四 S & P グローバル・レーティング
- 五 フィッチレーティングスリミテッド

(適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係)

第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十号、漁業協同組合告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

- 一 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
株式会社格付投資情報センター	AAA } AA-	A+ } A-	BBB+ } BBB-	BB+ } BB-	B+ } B-	B- 未満
株式会社日本格付研究所	AAA } AA-	A+ } A-	BBB+ } BBB-	BB+ } BB-	B+ } B-	B- 未満
ムーデイズ・インベスターズ・サービス・インク	Aaa } Aa3	A1 } A3	Baa1 } Baa3	Ba1 } Ba3	B1 } B3	B3 未満
S & P グローバル・レーティング	AAA } AA-	A+ } A-	BBB+ } BBB-	BB+ } BB-	B+ } B-	B- 未満

フィッチレーテ ィングスリミテ ッド	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
--------------------------	-----------------	---------------	-------------------	-----------------	---------------	----------

二 国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
株式会社格付投 資情報センター	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
株式会社日本格 付研究所	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
ムーディーズ・ ィンベスター ズ・サービス・ ィンク	Aaa ゝ Aa3	A1 ゝ Baa3	Ba1 ゝ Ba3	B1 ゝ B3	B3 未満
S & P グローバ ル・レーティン グ	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満
フィッチレーテ ィングスリミテ ッド	AAA ゝ AA-	A+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	B+ ゝ B-	B- 未満

三 金融機関向けエクスポージャー

信用リスク区分	3 1	3 2	3 3	3 4
株式会社格付投 資情報センター	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満
株式会社日本格 付研究所	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満
ムーディーズ・ ィンベスター ズ・サービス・ ィンク	Aaa ゝ Aa3	A1 ゝ A3	Baa1 ゝ B3	B3 未満
S & P グローバ ル・レーティン グ	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満
フィッチレーテ ィングスリミテ ッド	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ B-	B- 未満

四 法人等向けエクスポージャー

信用リスク区分	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
株式会社格付投 資情報センター	AAA ゝ AA-	A+ ゝ A-	BBB+ ゝ BBB-	BB+ ゝ BB-	BB- 未満

フィッチレーティングスリミテッド	S & P グローバル・レーティン	ムーディーズ・サービス・インク	株式会社日本格付研究所	株情報センター	信用リスク区分
F1	A-1	P-1	J-1	a-1	5 1
F2	A-2	P-2	J-2	a-2	5 2
F3	A-3	P-3	J-3	a-3	5 3
F3 未満	A-3 未満	P-3 未満	J-3 未満	a-3 未満	5 4

五 短期格付が付与されている法人等向けエクスポージャー

フィッチレーティングスリミテッド	S & P グローバル・レーティン	ムーディーズ・サービス・インク	株式会社日本格付研究所
AAA ∧ AA-	AAA ∧ AA-	Aaa ∧ Aa3	AAA ∧ AA-
A+ ∧ A-	A+ ∧ A-	A1 ∧ A3	A+ ∧ A-
BBB+ ∧ BBB-	BBB+ ∧ BBB-	Baa1 ∧ Baa3	BBB+ ∧ BBB-
BB+ ∧ BB-	BB+ ∧ BB-	Ba1 ∧ Ba3	BB+ ∧ BB-
BB- 未満	BB- 未満	Ba3 未満	BB- 未満

六 外部格付準拠方式における証券化エクスポージャー

イ 長期格付の場合

信用リスク区分	株式会 社格付 情報	投資情 報セン ター	株式会 社本 格付研 究所	ムー ン・イ ンベ ス・サ ー ンク	S & P グロ ー バル レ イ ン グ	フ レ イ ン グ レ イ ン グ	チ ン グ レ イ ン グ	テ ス ト レ イ ン グ	ド ミ ン グ レ イ ン グ
6 1	AAA	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA	AAA	AAA	AAA
6 2	AA+	AA+	AA+	Aa1	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+
6 3	AA	AA	AA	Aa2	AA	AA	AA	AA	AA
6 4	AA-	AA-	AA-	Aa3	AA-	AA-	AA-	AA-	AA-
6 5	A+	A+	A+	A1	A+	A+	A+	A+	A+
6 6	A	A	A	A2	A	A	A	A	A
6 7	A-	A-	A-	A3	A-	A-	A-	A-	A-
6 8	BBB+	BBB+	BBB+	Baa1	BBB+	BBB+	BBB+	BBB+	BBB+
6 9	BBB	BBB	BBB	Baa2	BBB	BBB	BBB	BBB	BBB
6 10	BBB-	BBB-	BBB-	Baa3	BBB-	BBB-	BBB-	BBB-	BBB-
6 11	BB+	BB+	BB+	Ba1	BB+	BB+	BB+	BB+	BB+
6 12	BB	BB	BB	Ba2	BB	BB	BB	BB	BB
6 13	BB-	BB-	BB-	Ba3	BB-	BB-	BB-	BB-	BB-
6 14	B+	B+	B+	B1	B+	B+	B+	B+	B+
6 15	B	B	B	B2	B	B	B	B	B
6 16	B-	B-	B-	B3	B-	B-	B-	B-	B-
6 17	CCC+ ~ CCC-	CCC+ ~ CCC-	CCC	Caa1 ~ Caa3	CCC+ ~ CCC-	CCC+ ~ CCC-	CCC	CCC	CCC
6 18	CCC- 未 満	CCC- 未 満	CCC- 未 満	Caa3 未 満	CCC- 未 満	CCC- 未 満	CCC- 未 満	CCC- 未 満	CCC- 未 満

ロ 短期格付の場合

信用リスク区分	株式会 社格付 情報セン ター	株式会 社本 格付研 究所	ムー ン・イ ンベ ス・サ ー ンク	S & P グロ ー バル レ イ ン グ	フ レ イ ン グ レ イ ン グ	チ ン グ レ イ ン グ	テ ス ト レ イ ン グ	ド ミ ン グ レ イ ン グ
7 1	J-1	J-1	J-1	A-1	F1	F1	F1	F1
7 2	a-1	a-1	a-1	A-2	F2	F2	F2	F2
7 3	J-2	J-2	J-2	A-3	F3	F3	F3	F3
7 4	a-2	a-2	a-2	A-3 未 満	F3 未 満	F3 未 満	F3 未 満	F3 未 満

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。

前文（平成二十年金融庁告示第五十八号）（抄）

平成二十年十月一日から適用する。

前文（平成二十九年金融庁告示第五十九号）（抄）

公布の日から適用する。

附則（平成三十一年金融庁告示第九号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。